

作る。時に其の寺の鍾堂の童子、夜別に死ぬ。彼の童子見て、衆の僧に白して言さく「我れ此の鬼を捉りて殺し、謹めて此の死の災を止めむ」とまうす。衆の僧聴許す。童子鍾堂の四の角に四の燈を置き、四人を儲けて言ひ教ふらく「我れ鬼を捉る時に、俱燈の覆蓋を開け」とをしふ。然うして鍾堂の戸の本に居る。大鬼半夜所に来る。童子を付きて視て退く。鬼また後夜の時に来り入る。すなはち鬼の頭の髪を捉りて別に引く。鬼は外に引き、童子は内に引く。彼の儲けたる四人慌迷ひて蓋を開くこと得ず。童子四の角別に鬼を引ききて依り、燈の蓋を開く。晨朝の時に至り、鬼已に頭の髪を引き剥がれて逃ぐ。明日彼の鬼の血を尋ねて求め往き、其の寺の悪しき奴を埋み立し衢に至る。すなはち彼の悪しき奴の霊鬼なりと知る。彼の鬼の頭の髪は、今に元興寺に在りて財と為る。然うして後に其の童子優婆塞に作り、なほ元興寺に住む。其の寺に田を作り水を引く。諸の王等妨けて水を入れたまはず。田焼くる時に、優婆塞言はく「吾れ田に水を引かむ」といふ。衆の僧聴す。故に十余人して荷つべき鋤柄を作り、すなはち持つ。優婆塞彼の鋤柄を持ちて杖に撞きて往き、水門の口に立てて居る。諸の王等鋤柄を引き棄てたまひて、水門の口を塞ぎて寺の田に入れたまはず。優婆塞また百余人して引く石を取り、水門を塞ぎ、寺の田に入

る。王等優婆塞の力を恐りて終に犯したまはず。故に寺の田渴れずして能く得たり。故に寺の衆の僧、聴して得度出家せしめ、名けて道場法師と号ふ。後の世の人伝へて「元興寺の道場法師強き力多有り」と謂ふは是れなり。当に知るべし、誠に先の世に強く能き縁を修めて感る所の力なり、と。是れ日本国の奇しき事なり。

一八 聖徳皇太子異しき表を示す縁 第四

聖徳皇太子は、磐余池辺双櫛宮に 宇御めたまひし橘豊日天皇の子なり。小墾田宮に宇御めたまひし天皇の代に、立ちて皇太子に為りたまふ。太子の三名有す。一の号は厩戸豊聡耳と曰す。二の号は聖徳と曰す。三の号は上宮と曰す。厩の戸にして産れたまふ。故に厩戸と曰す。天年生れながら知りたまひて、十人一時に訟へ白す状を一言漏したまはず能く聞きて別きたまふ。故に豊聡耳と曰す。進止威儀、僧の似くして行ひたまひ、しかのみならず勝鬘法花の等き経の疏を製りたまひて法を弘め物を利け、考績功勳の階を定めたまふ。故に聖徳と曰す。天皇の宮より上殿に住みたまふ。故に上宮皇と曰す。

「鍾は鐘と同じ意に用いることがある。本書はその例。底本訓釈「善」衍字か蓋不大」。三す例。この主人公はよくすわる。下文にもみえ、中巻二十七縁の孫にも同じくせがある。四深夜。半夜、後夜、晨朝、とストリリーが展開する。本文中の「半夜」「後夜」「晨朝」は、いずれも時刻を示す語であらう。「鍾堂」を舞台としてこのようなストーリー展開がみられるのは、報時のために鐘が撞かれたことにかかわる。一日を六時とし、日没、初夜、中夜、後夜、晨朝、日中、とすることがあるが、ここから「半夜」は中夜にあたるか。五底本訓釈「只乃曾支天」。鬼と燈とのむすびつきに關しては、鬼が堂内の智障に「我來看し燈耳」と言つた例が統高僧伝・十九にみえる。六童子が鬼の頭髪をひき剥がすイメージは、中巻三縁の母が子の髪をつかみとどめるイメージと下巻三縁の觀音の手にかけた繩を引いて祈願するイメージに結びついている。底本訓釈「剝波介」の上を多くの人が踏み行くことによつて、悪気をおさえこむのであらう。九「鬼は、中国ではまず死者を意味した。日本においても鬼には死者のイメージが絶えずさまよつてゐる。死者が生者の世界を訪れさまよふ災厄をもたらすのである。一〇治安三年(〇三三)十月十九日、藤原道長が本元興寺を訪れた際に「鐘堂鬼頭」を見ようとしたが、急なことが、宝倉より選ひ出せなかつた、と扶桑略記・二十八にある。一五戒を受けた男子の在俗信者。七衆のひとつ。寺院の雑務をおこなう者が多い。三底本訓釈「荷(毛都)」。一四原文「便」。底本訓釈「鋤數支(柄)加良」。一四原文「便」。底本

訓釈は「使(令也)」と誤る。一五本説話にみえる「口」は「は」は木葉假(あ)の一部分を構成していた石であり、それが現在のいわゆる弥勒石として残存している、とする和田萃は、さらに弥勒石所在地の付近の小字名「道場」よりそのあたりに元興寺にかかわる寺院建築の存在を推定し、「道場」の名はそれに拠つた、とする。一六「子路感雷精而生、尚(剛)好(勇)」。論衡)といつた伝承と共通する考え方が見える。一七日本が前生説話では、過去世においていかなる行為がなされたのか、といつたことは記述されないのがふつう。一強修二能縁この具体相は示されていない。

第四縁 延暦六年原撰本の日本国現報善惡靈異記では、本説話が冒頭に位置してゐたと推定される。原撰本は、日本仏教史を聖徳太子を起点として叙述する、という方法の嚆矢である。日本往生極樂記、本朝法華験記、今昔物語集本朝仏法部、へと継承された方法である。あやしき表(註)の説話。

一「聖徳シヤウトク(私記云、音読)」。一〇(日本紀・十八)山口佳紀によれば、この時代にはまだ「ひつぎのふ」という語は存しなかつた。二奈良県桜井市に所在。底本訓釈「磐余二合、伊波瀾(礼)か乃(二)雙(余)川(支)乃」。三用明天皇。三推古天皇。「夏四月庚午朔己卯、立(厩)戸豊聡耳(皇)子、為(皇)太子、仍録撰(奏)」。三「生知者聖、学知者次(統高僧伝・一僧法)」。三底本訓釈「聡止之」。三勝鬘經義疏、一卷。上宮聖徳法王帝説は、推古天皇(六年)の勝鬘經疏を述べて「其儀如(僧也)とす。三法華義疏、四卷。三底本訓釈は制(作

皇太子 鸕 岡本宮に居住みたまふ時に、縁有りて宮を出で、遊観せむとして  
 幸行す。片崗村の路の側に乞囚人有り。病を得て臥す。太子見て擧より下りた  
 まひ、俱に語りて問訊ひたまひ、著たまふ衣を脱ぎて病人を覆ひたまひ、而  
 して幸行したまふ。遊観既に訖り、轡を返して幸行したまへば、覆ひたまふ衣  
 を脱ぎて木の枝に掛け、彼の乞囚無し。太子衣を取りて著たまふ。有る臣白し  
 て曰さく「賤しき人に触れて穢れたる衣、何すれぞ乏しくして更に著たまふ」  
 とまうす。太子詔はく「佳きかな。汝は知らず」とのたまふ。後に乞囚人、他  
 処にして死ぬ。太子聞きたまひて使を遣りて殯せしめたまふ。岡本村の法林寺  
 の東北の角に有る守部山に、墓を作りて収め、名けて人木墓と曰ふ。後に使を  
 遣りて看しめたまへば、墓の口開かずして、入りたる人無し。ただし歌のみを  
 作りて書きて墓の戸に立つ。歌に言はく「いかるがのとみのをがはのたえぼこそわがお  
 ほきみのみなわすられめ」といふ。使還りて状を白す。太子聞きたまひて嘿然して  
 言はず。誠に知る、聖人は聖を知り凡夫は知らず、凡夫の肉眼には賤しき人を  
 見、聖人の通眼には隠れたる身を見る、と。斯れ奇異しき事なり。  
 また謫法師の弟子円勢師は、百済国の師なり。日本国の大倭国葛木の高宮寺  
 に住む。時に一の法師有りて北の坊に住む。名けて願覚と号ふ。其の師常に

明旦に出でて里に行き、夕に來りて坊に入りて居る。以ちて常の業とす。時に  
 円勢師の弟子の優婆塞、見て師に白す。師答へて言はく「言ふことなかれ。  
 黙然せよ」といふ。優婆塞竊に坊の壁を穿ちて窺へば、其の室内に光を放ち  
 照り炫く。優婆塞見て、また師に白す。師答へて言はく「然有るが故に我れ汝  
 を言ふことなかれと諫めたり」といふ。然うして後に願覚忽然に命終る。時に  
 円勢師、弟子の優婆塞に告げて言はく「葬り焼き収めよ」といふ。すなはち師  
 の告を奉りて焼き収め訖りぬ。然うして後に其の優婆塞、近江に住む。時に  
 江に有る人言はく「是に願覚師有り」といふ。すなはち優婆塞往きて見れば実  
 に願覚師なり。優婆塞に逢ひて談りて言はく「比頃調らずして、恋ひ思ふこ  
 と間無し。起居安くありやいなや」といふ。当に知るべし、是れ聖の反化なる  
 ことを。五辛を食むことは、仏の法の中に制む。而れども聖人用食むときは  
 罪を得る所無し。

三宝を信敬ひて現報を得る縁 第五

大花上位大部屋栖野古連公は、紀伊国名草郡の宇治の同伴連等の先祖

也」とする。三冠位十二階制をきだめたこと  
 をいう。底本訓釈「續ハ音赤也」。二「内外」  
 (上巻序)にわたって述べられているがゆえに聖徳  
 と称した、という論理であらう。制作の功ゆえ  
 とするのは福井康順説。三「元天皇よりも上位の  
 待遇を得ている、という意味も含まれている」

一奈良県生駒郡斑鳩町あたりに所在。書紀では、  
 推古天皇十四年(626)にここで法華経が講ぜら  
 れている。底本訓釈「鸕伊加留加」。二奈良  
 県北葛城郡王寺町あたり。三「乞者。乞食。底  
 本訓釈乞囚(下音可太乃爲。又云時反。二合、  
 保可比、止)は「乞囚(下音古太反。又云討反、  
 二合。保可比、止)」。四底本訓釈「擧見己  
 法輪寺ともいう。六未詳。七棺を「ひとき」と  
 いうことによる命名であらう。「棺 古丸反、人  
 木」新撰字鏡。八尸解。中巻五縁の蘇生のイ  
 メージに結びついている。九巨勢三杖の作上  
 宮聖徳法王帝説。本説話の一部分として解す  
 るならば、「みは上文に聖徳太子の「乞囚」に  
 ついて述べられていることにかわる。二〇「本  
 書」とくに延暦六年(原撰本)では、日本の仏教は聖  
 と隱身の聖とによって伝えられてきた、とする  
 考えが基調となっている。本説話では聖徳太子  
 が聖とされ、乞囚人が隱身の聖とされている。  
 「いかるがの」の歌を詠んだ乞囚人を文殊菩薩  
 の化身とみる説が、喜撰式、俊頼體腦、奥義抄  
 など、後代の書にみえる。とくに喜撰式には  
 「隱人文殊」とある。文殊師利般涅槃經に「此文  
 殊師利法王子、若有令人念、若欲供養修福業一  
 者、即自化身、作貧窮孤獨苦惱衆生、至三行  
 者前二とあるのにもとづいて、文殊師利菩薩が  
 乞囚人や飢者に化して人々を導いた、という内

容の説話が後代には作られたが、本説話もその  
 承譜にたつたものである。魏志・杜襲伝に「襲曰、  
 夫惟賢知賢、惟聖知聖、凡人安能知非」凡  
 人、耶(一)攷証補訂、嶋山遠公話に「凡夫肉眼、  
 豈能三聖賢」とみえる。乞囚人と化して死を現  
 じた聖のイメージは、下巻五縁の鹿と化して死  
 を現じた妙見菩薩に結びついている。二底本  
 訓釈「奇々川良之久、又云アヤ之久」。三辭  
 藹。北周の宣政元年(556)に四十五歳で歿。統  
 高僧伝二二三に伝がある。自ら命を絶した。  
 自らの腸を引き出して松の枝にかけた、とある。  
 前半の聖徳太子説話にみえる乞囚人が衣を木の  
 枝にかけたことからの連想の糸がつながっている。  
 三未詳。本説話以外に所伝をみない。  
 四奈良県御所市大字西佐味に所在。高宮庵寺  
 跡がその地とされる。五未詳。本説話以外に  
 所伝をみない。六底本訓釈「穿惠利天、又云  
 字可知天」。七底本訓釈「親宇加、ハ波」。  
 八本書では、焼く、という命令の例は多い  
 が、焼く、というのほこだけみえる。火に  
 焼かれることよって尸解する説話、すなわち  
 火解説話として本説話にも見える中前正説話  
 がある。一近江国志賀郡の教待和尚の百五歳の  
 長命と魚食とが本朝神仙伝に伝えられている。  
 願覚のばあいにも元来は魚食伝承が存したであ  
 らう。末尾に突如としてみえる「食五辛」の制戒  
 の記事は、おそらく願覚の魚食に対する弁明  
 であろう。三国遺事・五に「居士に化した文殊  
 菩薩が乾魚をもつてあらわれて懐輿をたしなめ  
 たことがみえ、本朝新修往生伝・三十九に文殊  
 の化身たる老翁が鮓をになつて登場したことが  
 みえる。文殊の化身たる行基に膾を口に入れて  
 吐いたところ魚となつたという説話が存する  
 ことをも合わせ考へるならば、文殊菩薩にかか

なり。天年澄める情ありて三宝を重尊ぶ。本記を案ふるに曰はく「敏達天皇の代に、和泉国の海の中に樂器の音声有り。笛と箏と琴と篳篥と等の声の如く、或るは雷の振ひ動くが如し。昼は鳴り夜は躍きて東を指して流る。大部屋栖古連公天皇に聞奏せども嘿然したまひて信ひたまはず。更に皇后に奏せば聞きたまひて連公に詔して曰はく「汝、往きて看よ」とのたまふ。詔を奉りて往きて看る。実に聞ける如く霹靂に当りし楠有り。還りて上奏さく「高脚浜に泊つ。今屋栖伏して願はくは仏の像を造りたてまつらむ」とまうす。皇后詔はく「願ふ所に依るべし」とのたまふ。連公詔を奉りて大に喜び、嶋大臣に告げて詔命を伝ふ。大臣また喜び、池辺直米田を請へ、仏菩薩の三軀の像を雕造らしむ。豊浦堂に居きて諸人仰ぎ敬ぶ。然うして物部弓削守屋大連公皇后に奏して曰さく「おほよそ仏の像を国の内に置くべからず。なほ遠く棄て退げよ」とまうす。皇后聞きて屋栖古連公に詔して曰はく「疾に此の仏の像を隠せ」とのたまふ。連公詔を奉りて、氷田直をして稻の中に藏さしむ。弓削大連公火を放ちて道場を焼き、仏の像を將ちて難破の堀江に流す。然うして屋栖古を徵めて言はく「今国家に災起るは、隣の国の客神の像を己が国の内に置くに依りてなり。斯の客神の像を出して

わる魚食伝承が存したことが推測される。本説話に願覚の魚食伝承が存したならば、そのイメージは、下巻六縁の法花経と変じた魚の説話に結びつく。二〇原文「往而見言」。句説は中村宗彦説による。「当」は語助詞。動詞の後につき、意味はない(敦煌文獻語言詞典)。三底本訓釈(比類二合、己乃己呂)。三底本訓釈(謂かへ津加飛乃(万か)津良教之天)。三願覚は聖が身を化した姿であった、とする。隨身の聖として把握。「反」は變の省文に由来するか。梵網經古迹記「下本に反身爲人」とみえる。三梵網經には至仏子、不得食、五辛、大蒜、葱葱、蘭葱、興葉、是五種、一切食中不得食、若故食者、犯輕垢罪」とある。底本訓釈云美罪、又云機」は、五辛の中どれかひとつの説明であろうが、不明である。

第五縁 善業についての現報説話。日本仏教の黎明期が活写される。今昔物語集十一ノ二二三に書承。  
三仏、法、僧。あるいは、仏。三六六五年(四七)に制定された冠位十九階制による位。第七位。三本説話はない。大部は「大伴」に同じ。「連公」の例は大伴氏に多い。三和歌山市。

いかなる書物か不明。「本記」の引用とされる部分では、天皇名はすべて漢風諡号で示されている。八世紀後半では新しい形式である。書紀・欽明天皇十四年条には、「夏五月戊辰朔、河内国宮、泉郡茅渚海中、有梵音、震響若雷声、光彩晃曜如日色、天皇心異之、遣溝辺直(此但曰直、不書名字、蓋是伝写誤失矣、入海求訪、是時、溝辺直入海、果見檀木、

速忽に棄て、豊国に流すべし」といふ客神の像とは仏なり。固く辭びて出さず。弓削大連心を狂し逆を起し、傾を謀り便を窺ふ。爰に天また嫌み地また慥み、用明天皇の世に於りて、弓削大連を挫ぎ、すなはち仏の像を出して後の世に伝ふ。今の世に吉野の竊所に安置きて光を放つ阿弥陀の像是れなり。皇后癸丑年の春正月に位に即きたまひ、小墾田宮に三十六年 宇御めたまふ。三年の夏四月の庚午朔の己卯に、厩戸皇子を立てて皇太子にしたまふ。すなはち屋栖古連公を以ちて太子の肺脯の侍者にしたまふ。天皇の代十三年乙丑の夏五月の甲寅朔の戊午に、屋栖古連公に勅して曰はく「汝の功は長遠に忘れじ」とのたまひて、大信位を賜ふ。十七年己巳の春二月に、皇太子連公に詔して、幡磨国揖保郡の内二百七十三町五段余の水田の司に遣したまふ。二十九年辛巳の春二月に、皇太子斑鳩宮に命薨りたまふ。屋栖古連公其の為に出家せむと欲ふ。天皇聽したまはず。四十八年甲申の夏四月に、一の大僧有りて斧を執りて父を殴ふ。連公見て直に奏して白さく「僧尼を検し校へて中正を量るべし。僧尼悪を犯せらば是非を断らしめよ」とまうす。天皇勅して曰はく「諾なり」とのたまふ。連公勅を奉りて檢ふ。僧は八百三十七人、尼は五百七十九人なり。觀勒僧を以ちて大僧正とし、大信

浮海玲瓏、遂取而獻天皇、命画工、造三仏像二軀、今吉野寺故光輝像也とある。三「天皇不レ信仏法」而愛文史二(書紀・敏達天皇二年)う敏達天皇の性向を暗示する。三額田部皇女のちの推古天皇。四激しい雷。落雷。底本訓釈「霹靂」上音百反、下音歴反、字二合、可美止利(耶か)乃支。五底本訓釈「須(久須乃支)。六大阪府高石市の海浜部。底本訓釈「脚(安之)。七屋栖古。屋栖と二字に表記するのは中国風なのである。上表文中での表記である。八蘇我馬子。九書紀・敏達天皇十三年条に事蹟が伝えられている。一〇本説話では阿弥陀像とあり、聖徳太子伝暦・推古天皇三年条には観音像とある。阿弥陀、觀音、勢至、の阿弥陀三尊である。広隆寺藏宝冠弥勒像以外の飛鳥時代の木彫仏像はすべてクスノキ(小原二郎)。二桜井道場。三書紀・敏達天皇十四年三月条。三底本訓釈「堀(采利)」。難波の堀江のイメージは中巻七縁に結びついている。四底本訓釈「微(微か)破多牟天利天介止」は、「微(破多牟天)と、下文にみえる「傾」に対する訓(たとえは「加多夫介牟止」との混みである。五書紀・欽明天皇十三年条に「審神、用明天皇二年条に「他神」(因神)に対する」とみえる。六漂着した楠は西から東へと流れていた。西にあるものと地に返せ、という主張。「豊国」は攻証には「蓋謂韓國」也とある。書紀・用明天皇二年条には「豊国法師」がみえる。七底本訓釈「窺(字)可(不)。八底本訓釈「嫌(會)願見」。九「書紀」には「天皇信仏法・尊神道」とみえる。一〇底本訓釈「止利(太支川)」。三奈良県吉野郡大淀町大字比曾に所在。三推古天皇の即位は、書紀ではその前年の十一月八日。三三九三年四月十日。書紀には屋栖古のこと